

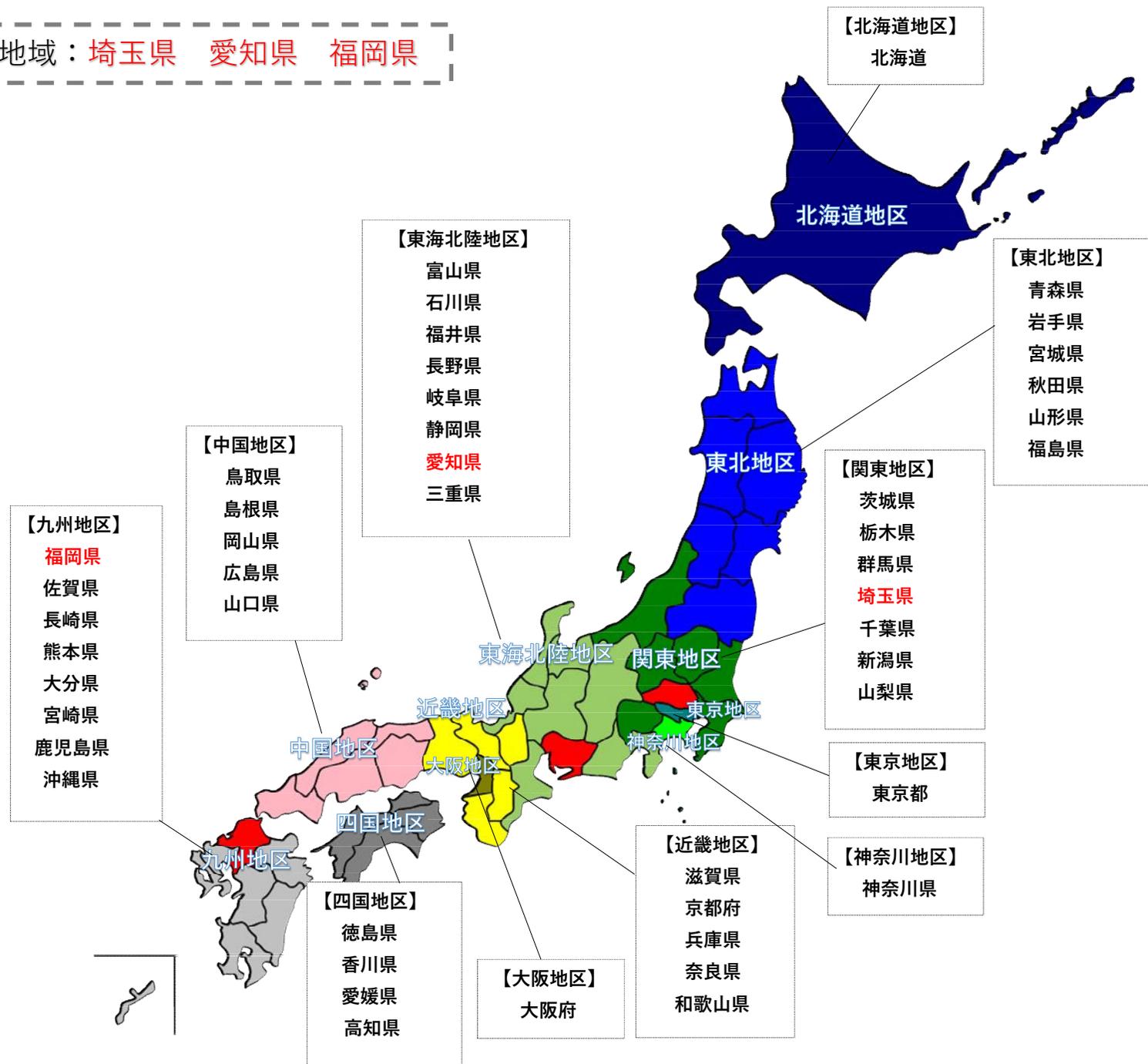
# 全日本私立幼稚園連合会 法人化に関する参考資料



令和6年12月10日(火)  
全日本私立幼稚園連合会 総務委員会

# 全日本私立幼稚園連合会 地区会・地域分類（現行）

地域：埼玉県 愛知県 福岡県



●参考①(加盟園、理事、評議員、常任理事、委員数表)

地域	都道府県名	加盟園数	理事数	評議員数	常任理事数	委員数
北海道	北海道	514	2	10	1	3
東北	青森	89	1	2	2	6
	岩手	73	1	2		
	宮城	178	1	3		
	秋田	59	1	2		
	山形	80	1	2		
	福島	128	1	2		
埼玉	埼玉	515	2	10	1	3
東京	東京	781	3	15	2	6
神奈川	神奈川	570	2	11	1	3
関東	茨城	186	1	3	3	9
	栃木	187	1	3		
	群馬	115	1	2		
	千葉	335	1	6		
	新潟	104	1	2		
	山梨	55	1	2		
愛知	愛知	405	2	8	1	3
東海北陸	富山	47	1	2	2	6
	石川	57	1	2		
	福井	30	1	2		
	長野	99	1	2		
	岐阜	95	1	2		
	静岡	229	1	4		
	三重	61	1	2		
大阪	大阪	416	2	8	1	3
近畿	滋賀	17	1	2	1	3
	京都	147	1	2		
	兵庫	228	1	4		
	奈良	42	1	2		
	和歌山	31	1	2		
中国	鳥取	27	1	2	1	3
	島根	9	1	2		
	岡山	34	1	2		
	広島	198	1	3		
	山口	119	1	2		
四国	徳島	11	1	2	1	3
	香川	36	1	2		
	愛媛	91	1	2		
	高知	26	1	2		
福岡	福岡	430	2	9	1	3
九州	佐賀	88	1	2	2	6
	長崎	108	1	2		
	熊本	103	1	2		
	大分	63	1	2		
	宮崎	102	1	2		
	鹿児島	146	1	2		
	沖縄	25	1	2		
合計		7,489	55	163	20	60

\*加盟園数は令和5年10月1日現在による。

●参考②(ドント方式:常任理事数 算出根拠)

都道府県名	加盟園数	地域別 加盟園数	園数÷374	1次配分	2次配分	常任理事数 計
北海道	514	514	1.37	1		1
青森	89	607	1.62	1	1	2
岩手	73					
宮城	178					
秋田	59					
山形	80					
福島	128					
埼玉	515	515	1.38	1		1
東京	781	781	2.09	2		2
神奈川	570	570	1.52	1		1
茨城	186	982	2.63	2	1	3
栃木	187					
群馬	115					
千葉	335					
新潟	104					
山梨	55					
愛知	405	405	1.08	1		1
富山	47	618	1.65	1	1	2
石川	57					
福井	30					
長野	99					
岐阜	95					
静岡	229					
三重	61					
大阪	416	416	1.12	1		1
滋賀	17	465	1.24	1		1
京都	147					
兵庫	228					
奈良	42					
和歌山	31					
鳥取	27	387	1.03	1		1
島根	9					
岡山	34					
広島	198					
山口	119					
徳島	11	164	0.44	0	1	1
香川	36					
愛媛	91					
高知	26					
福岡	430	430	1.15	1		1
佐賀	88	635	1.70	1	1	2
長崎	108					
熊本	103					
大分	63					
宮崎	102					
鹿児島	146					
沖縄	25					
合計	7,489	7,489	20	15	5	20

\* 7,489(加盟園数)÷20人 ≒ 374

\* 作表にあたっての考え方 四国に1名配分することとし、ドント方式に則って計算した。

\* 加盟園数は、令和5年10月1日現在による。

# 全日本私立幼稚園連合会 会則（※組織改革 Ver. 抜粋）

## 第3章 組 織

### 《会員》

第5条 本会は、都道府県私立幼稚園団体（都道府県の一つの団体をいい、以下「団体」という。）をもって組織する。

2 団体が所属すると認める私立幼稚園等は、本会の会員とする。

3 団体は、所属する会員について、別に定める様式により本会に報告するものとする。その会員に異動があった場合も又同様とする。

### 《地区会》

第7条 本会は、別に定めるところにより、地区会をおく。

## 第4章 役 員

### 《役員》

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 理事 100名以内
- (4) 常任理事 20名
- (5) 監事 3名

2 本会に、会務執行のため必要があると認められるときは、別に定めるところにより、役員として、専務理事をおくことができる。

### 《役員を選任》

第9条 会長及び副会長は、会員の中から総会において選任する。

2 理事は、評議員の中から団体において選任する。

3 常任理事は、理事の中から別に定める地域において選任する。

4 監事は、評議員の中から総会において選任する。

5 本条第4項にかかわらず、会長は、第8条(5)の監事3名に加えて、常任理事会の決議により、評議員の地位に有さない監査業務に関する有識者及び専門家に対して監事の職務を委嘱することができる（以下、これを「外部監事」と呼ぶ）。

6 前各項に規定する役員を選任方法については別に定める。

### 《役員職務》

第10条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指名した副会長が、その職務を行う。

3 理事は、理事会の構成員とし、その所管事項を決定する。

4 常任理事は、常任理事会の構成員とし、その所管事項を決定する。

- 5 監事（外部監事も含む。以下、同じ）は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の財産の状況を監査すること
  - (2) 本会の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること
- 6 監事の監査に関しては別途監事監査規程を定める。

#### 《役員任期》

- 第11条 第8条第1項に定める役員任期は、2年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。ただし、会長の職については、連続3期を限度とする。
  - 3 役員は、その任期満了等の後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
  - 4 外部監事の任期は1年以上2年以内とし、再任されることができる。

#### 《役員解任》

- 第12条 会長、副会長、専務理事、理事、常任理事および監事が、次の各号の一に該当する場合には、総会において出席者の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### 《役員報酬》

- 第13条 第8条第1項に定める役員は無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。
- 2 役員は、別に定める旅費、宿泊費及び日当を受けることができる。
  - 3 外部監事の報酬は、適正妥当な範囲で会長が定める。

### 第5章 評議員

#### 《評議員》

- 第14条 本会に、評議員200名以内を置く。
- 2 評議員は、会員の中から団体において選任する。
  - 3 評議員は、総会の構成員とし、その所管事項を決定する。
  - 4 評議員については、第11条及び前条の規定を準用する。

### 第6章 顧問

#### 《顧問》

- 第15条 本会に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。
  - 3 顧問の任期は2年とし、再任されることができる。

## 全日本私立幼稚園連合会 会則施行細則（※組織改革 Ver. 抜粋）

### 《地区会》

第3条 会則第7条の規定による地区会は、全国都道府県を次の地区に区分しておくものとし、地区における研修会等研究活動及び地区内各団体の運営、中央・地方の連絡調整等を協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 北海道地区（北海道）
  - (2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
  - (3) 関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨）
  - (4) 東京地区（東京）
  - (5) 神奈川地区（神奈川）
  - (6) 東海北陸地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）
  - (7) 近畿地区（滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山）
  - (8) 大阪地区（大阪）
  - (9) 中国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
  - (10) 四国地区（徳島、香川、愛媛、高知）
  - (11) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
- 2 地区会会長及び副会長は、会則第14条第2項の規定により選任された評議員の中から、地区会で選任する。
- 3 地区会の構成及び運営について必要な事項は、地区会が定める。
- 4 会長は、必要があると認める時は、地区会会長会議を招集することができる。

### 《会長及び副会長の選任》

第4条 会則第9条に規定する会長の選任は、次に定めるところによる。

- (1) 理事会は、会員の中から候補者を選出し、総会に付議する
  - (2) 前項の場合において必要がある時は、理事会に候補者選考のための小委員会を置くことができる
  - (3) 前項に規定する小委員会の構成及び運営については理事会で定めるところによる
- 2 会則第9条に規定する副会長の選任については前項の規定を準用する。この場合において会長候補者は理事会（小委員会を置く場合には小委員会）に対し意見を述べることができる。

### 《監事の選任》

第5条 会則第9条に規定する監事は、次の地区ブロック毎にそれぞれ1名を、当該ブロックの団体の代表者の協議により、理事以外の評議員の中から推薦した者について、総会において選任する。

- (1) 北海道、東北、東海北陸地区
- (2) 関東、東京、神奈川地区
- (3) 近畿、大阪、中国、四国、九州地区

#### 《理事の選任》

第6条 会則第9条に規定する理事は、団体毎に第8条の規定により選任された評議員の中から、会員200園までは1名、これを超える場合は200園増す毎に1名を加えた数を選任する。この場合において、当該団体の団体長を、その数に含めて選任するものとする。

2 前項の規定により、理事を選任した時は、これを会長に報告する。その理事の任期中において、選任の異動があった場合においてもまた同様とする。

#### 《常任理事の選任》

第7条 会則第9条に規定する常任理事は、別表に定める地域（以下、本条及び第10条第2項において「地域」という。）ごとに同表に定める数をそれぞれの地域において理事の中から選任する。

2 別表は、会長の任期が満了する年度の10月1日現在の会員数に基づきドント方式により2年ごとに更新するものとする。

3 第1項の規定により常任理事を選任した時は、地域は速やかに会長に報告するものとする。その理事の任期中において異動があった場合においても同様とする。

#### 《評議員の選任》

第8条 会則第14条に規定する評議員は、団体毎にその所属する会員の中から、会員100園までは2名、これを超える場合は50園増す毎に1名を加えた数を選任する。この場合において、当該団体の団体長を、その数に含めて選任するものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により、評議員を選任した場合に、これを準用する。

#### 《専務理事》

第9条 会則第8条第2項の規定による専務理事は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 専務理事は、会務のうち常任理事会が決定した事項について、常時その執行にあたる。

3 専務理事の報酬は、常任理事会の同意を得て、会長が定める。

#### 《委員会の構成及び運営》

第10条 会則第21条に規定する委員会は、委員長並びに副委員長及び委員（副委員長を含み10名を基準とする。）で構成するものとし、所管事項は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 政策委員会
- (3) 教育研究委員会
- (4) 経営研究委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 102条園委員会
- (7) 認定こども園委員会

2 地域は、委員会の委員として別表に定める数の委員を推薦することができる。

3 委員会の委員は、前項の規定により地域の推薦した者について常任理事会が決定する。

4 102条園委員会及び認定こども園委員会については、常任理事会が会務執行上必要があると認めた場合、若干名の専門委員をおくことができる。

5 副委員長は、総会、理事会及び常任理事会に出席し、所属する委員会の所管事項について説明し及び意見を述べることができる。